

# ザグザグ国分寺店

大規模小売店舗立地法（平成10年6月3日法律第91号。以下「法」という。）第8条第4項の規定により、法5条第1項の規定によりなされた届出に対して意見を述べたので、法第8条第6項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月5日

香川県知事 浜田 恵 造

- 1 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社ザグザグ 岡山県岡山市中区清水369番地2
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ザグザグ国分寺店 高松市国分寺町新居1398番地1 外
- 3 届出年月日  
平成29年11月6日
- 4 意見の概要  
次の2点について対応の上、届出書等の変更を行うこと。
  - ① 届出書に記載の「荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯」について、住民からの意見に基づき荷さばき時間帯を短縮するとのことであるが、その変更内容を担保するため届出書を修正すること。
  - ② 騒音予測B地点に関して、騒音対策が不十分であると考えられるので、場内での低速走行などの対策を検討し、B地点の事業所関係者への説明・了解を得たうえで、届出書添付書類に追記すること。
- 5 意見を述べた日  
平成30年5月29日
- 6 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成30年6月5日（火曜日）から同年7月5日（木曜日）まで